

英国ノッティンガムシャー州及びノース・ヨークシャー州から
日本向けに輸出される家きんの輸入停止措置の解除について

平成23年5月6日

平成22年5月に英国のノッティンガムシャー州において、平成22年7月に同国のノース・ヨークシャー州において鳥インフルエンザの抗体陽性事例が確認されたことから、同州からの家きんの輸入を停止していましたが、同州における本病の清浄性が確認されたことから、本日、当該輸入停止措置が解除されました。



23消安第904号
平成23年5月6日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

英国ノッティンガムシャー州及びノース・ヨークシャー州から日本向けに輸出される家きんの輸入停止措置の解除について

英国ノッティンガムシャー州から日本向けに輸出される家きんの輸入停止措置については、平成22年5月19日付け22消安第1564号消費・安全局長通知により、ノース・ヨークシャー州からの輸入停止措置については、平成22年7月28日付け22消安第3985号消費・安全局局長通知によりお知らせしているところである。

今般、英国家畜衛生当局から提供された情報により、同州における弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置を解除する対象品目

家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びに平成23年5月6日以降に孵化したそれらの初生ひなに限る。以下同じ。）

2 羽毛については、鳥インフルエンザの観点からは輸入検査時の消毒措置から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引きつづき消毒の対象とする必要があるので留意されたい。

3 なお、家きん肉等については、現在、輸入条件の交渉を行っており、引き続き輸入停止措置を講じることとする。